

お知らせ

福岡市男女共同参画審議会の開催について

男女共同参画社会の実現に向けた本市の施策について、学識経験者など、広く各界各層から意見を聞くため、標記審議会を下記日程で開催いたします。

記

1. 審議会

【第11期第4回】

日時：令和7年10月8日（水）10時～

議題：福岡市男女共同参画基本計画（第5次）の原案について

場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホールウエストルーム
（中央区天神 1-4-1 西日本新聞会館 16F）

会議は公開です。

傍聴の定員は10名です。

申し込み方法の詳細は、下記を参照ください。

※傍聴を希望する人は、会議の15分前までに、会場受付前で整理番号票を受け取り、その場でお待ち下さい。

傍 聴 要 領

福岡市男女共同参画審議会

1 審議会及び部会の会議の傍聴を希望する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する人は、会議の15分前までに、会場受付前に集合の上、整理番号票を受け取り、その場でお待ち下さい。
- (2) 傍聴を希望する人が定員を超える場合には、抽選を行います。
- (3) 定刻になりましたら、係員のご案内いたします。

2 審議会及び部会の会場に入ることができない人

ポスター、ビラ、拡声器など会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する人のほか、会議を妨害し、又人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる人は、会議の会場内に入場することができません。

3 審議会及び部会の会議を傍聴するにあたり守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場内において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (9) 上記(1)～(8)のほか、会場内の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記3の規定に違反したときは、会長は必要な措置を命ずることができ
ます。
- (3) 傍聴人が、会長の指示又は命令に従わないときは、退場していただく場合があります。